

議会運営委員会

日時 令和5年10月10日（火）午後1時30分～
場所 全員協議会室

1 議会活性化の検討について【別紙No.1～4】

○早期検討項目について

2 その他

(1) 今後の委員会等の日程

10月16日（月）13：30～ 広報部会
24日（火）10：00～ 総務文教常任委員会
27日（金）10：00～ 公共交通対策特別委員会
30日（月）10：00～ 産業建設常任委員会
11月 2日（木）10：00～ 広報広聴会議
15日（水）10：00～ 議会運営委員会（議会活性化の検討）
13：30～ 総務文教常任委員会
13：30～ 環境市民厚生常任委員会
16日（木）10：00～ 産業建設常任委員会

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.17 聴覚障がい者への対応 【情報共有】

《提案内容》

- ・聴覚障がい者への対応として、手話や字幕（テロップ）を取り入れる。

《前回の主な意見》

- ・インターネット中継の画面に発言内容の字幕を入れることは今時点で技術的にできないが、将来的に議場設備の更新でデジタル対応ができれば導入も考えられるのではないか。
- ・今すぐの導入は現実的には無理である。
- ・公開の公平性から将来的には確実に対応していかなければならない。困っている人に対して何らかの形で助けていければと思っている。
- ・YouTubeには音声文字化機能があり、現状では変換間違いが多いが、本会議の様子をYouTube配信している市議会もあるので、配信の在り方や可能性を見つけることも含めて考えていければよい。

《現況等》

- ・聴覚障がい者への配慮として、本会議において事前の申し出により手話の対応をしている。毎議会、障害者福祉センター（亀岡市福祉事業団）に手話通訳者の派遣を依頼。
- ・傍聴席（2か所）にイヤホンジャックを設置。

《府内他市の状況》

- ・手話通訳者の派遣 9市（京都、福知山、舞鶴、城陽、長岡京、向日、八幡、京田辺、京丹後）
- ・議場内のディスプレイに音声認識システムで発言を文字化して表示（一般質問の日に試験的に実施） 1市（長岡京）
- ・議場内のディスプレイに手話映像を挿入 1市（京都）

《今回の検討事項》

- ・将来的な聴覚障がい者への対応を整理

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.18 所信表明演説(正・副議長)のインターネット配信【情報共有】

《提案内容》

- ・正・副議長の所信表明演説をインターネットで配信する。
- ・次期議長選挙から実施。

《前回の主な意見》

- ・正・副議長に立候補した際の所信表明演説を本会議場で行い、同時にインターネット中継で配信してはどうか。

《現況等》

- ・本会議で選挙を行う前に、所信表明を行うことを例とする。
(先例・申合せ49)
- ・2月特別議会開催日の1週間前の幹事会において、所信表明実施に伴う確認を行っている。
(立候補届出の方法、所信表明の進行内容、開催場所、開始時刻等)

《府内他市の状況》

－開催場所－

- | | |
|--------------|----------------------|
| ・本会議場 | 4市(城陽、京丹後、南丹、木津川) |
| ・全員協議会室・委員会室 | 5市(福知山、舞鶴、綾部、宇治、宮津) |
| ・実施していない | 5市(京都、長岡京、向日、八幡、京田辺) |

－映像配信の状況－

- | | |
|----------|-----------------------|
| ・ライブ配信 | 5市(福知山、舞鶴、城陽、京丹後、木津川) |
| ・録画配信 | 1市(宮津) |
| ・配信していない | 3市(綾部、宇治、南丹) |

《今回の検討事項》

- ・開催場所について
- ・映像配信の手法について
- ・実施時期について(いつから)

(参考)

※所信表明確認事項(令和5年)【別紙No.2】

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.1 議会モニター制度の導入 【住民参画】

《提案内容》

- ・議会への認識や関心を高めるとともに、市民意見を議会へ取り入れる機会とする。
- ・議会モニター制度の確立。
- ・市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させる。

《主な経過等》

- ・議会がより開かれて活性化していくために市民から意見を聞くものであり、決して政策的なことを広聴するものではなく、議会の機能そのものをチェックしていただくことである。
- ・市民意見を議会運営に取り入れて反映させるような形で考えていただければよい。
- ・知立市議会における制度の要綱等を資料で示していただいております、ここに参考になる一つの基準がある。
- ・亀岡市に沿った制度にすべきである。
- ・公募しても同じ方が来られることが多く、団体推薦も似たような人材ばかりになってしまうので、何か工夫ができないか。
- ・公募や団体推薦の際には一定絞り込んだ形として、男女も含めた観点で幅広く意見が聞けるようなことを考えておかなければならない。そういったことを考慮してこれだけの人数が必要ではないかとなる。

《前回の決定事項》

- ・議会モニター制度を導入する方向で検討していく。
- ・導入時期は来年度からでよいか、また、制度の各事項をどのようにしていけばよいかについて、知立市議会の設置要綱や公募要項を参考（ベース）に検討すること。 → 会派持ち帰り

《今回の検討事項》

- ・導入時期について
- ・制度の内容について

※会派意見の取りまとめ 【別紙No.3】

《知立市議会における議会モニター制度の概要》

目 的 市民等から議会活動や委員会活動、議員活動についての意見や要望等を聴取し、より市民ニーズを反映した議会運営を図り、開かれた議会とするため。

内 容

- ・議会本会議や委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
- ・議会報告会、議会だより、議会ホームページに関する意見の提出
- ・議会が行うアンケート調査への回答
- ・議会モニター会議、議員との懇話会への出席

任 期 1年間（例年4月～3月）

謝 礼 なし

人 数 7名

・公募 3名

・団体推薦 4名（商工会、スポーツ協会、文化協会、区長会）

対 象

- ・議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の人
- ・国会議員又は地方公共団体の議員（過去同議員であった人も含む）でないこと
- ・国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと
- ・知立市議会モニター設置要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.4 議場設備等の充実 【機能強化】【情報共有】

《提案内容》

- ・理事者から見えるディスプレイの設置。議員だけが見られても意味がない。
- ・一括質問席でのタブレット端末使用に係る環境整備（資料の提示など）とモニタースクリーンの増設。
- ・本会議場自席へ充電スポットの増設。
- ・議場と全員協議会室の議席にタブレット端末用コンセント（電源）を設置。

《主な経過等》

- ・理事者や市民も含めて質問を理解してもらえる方法を早期に考えてほしい。
- ・理事者側へのディスプレイを予算要求した中で、理事者は要らないと言われた経過がある。
- ・現状は理事者側へ事前に資料データを提供し、必要に応じてプリントして議場で配付されている。加えて大型ディスプレイをカメラで撮影し両サイドのディスプレイに映しており、インターネット視聴者にも見ていただいている。
- ・理事者側へのディスプレイの設置は予算がかかりすぐには難しいが、将来的には設置する方向で考えていただきたい。
- ・議席等の電源確保については、タブレット端末をフル充電すれば大方対応できている。延長コードや安価なモバイルバッテリーで十分ではないか。例えば必要な方は政務活動費でモバイルバッテリーを購入し対応してはどうか。
- ・今後の全面改修のときにも使えるようなことも検討しながらやらなければならない。
- ・数年かかってでもこれからの時代に向けて全体改修を計画することを念頭に置くべきであるが、まずは早期にできる方法を考えてほしい。
- ・全体改修として4,000万円ほどの設計額を見込んでいるが、部分的に改修することや、もう少し精査して安価にできる方法を検討してはどうか。
- ・一気に議場設備の更新は無理であると考えるが、設備の長寿命化という観点も必要ではないか。
- ・議場改修も含めて議会活性化で議論しなければなかなか予算要求しにくい。

《前回の決定事項》

- ・議場設備等の充実として、予算をかけずにすぐに行えること（例：議席の電源をモバイルバッテリーで対応等）、また、将来的にこうすべきだということについて会派で検討いただく。 → 会派持ち帰り

《今回の検討事項》

- ・当面の対応について（議席での電源の対応など）
- ・将来的な対応について（議場設備の改修など）

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.7 スマート議会に向けた環境整備 (タブレット端末活用によるデジタル化の推進) 【機能強化】

《提案内容》

- ・有事の際の訓練実施。緊急オンライン会議のデモンストレーション含む。
- ・オンラインでのリモート委員会を実施。
- ・外部からの広告チラシをデータ化してタブレット端末に格納。
- ・タブレット端末にオフィス365を導入。
- ・予算書・決算書のデータ化。
- ・どのような会議でも会議出席全議員に情報共有ができるようにする。
- ・リモート会議開催時のタブレット端末使用の具体化。
- ・理事者との共有システムを徐々に拡大。

《主な経過等》

- ・コロナや災害等で会議が開けないことを想定したオンライン会議の訓練はぜひとも実施していただきたい。
- ・有事の際に役に立たなければ何にもならない。
- ・オンライン会議はこれから非常に大事な案件の一つであり、すぐにでもできる形にもっていかなければならない。
- ・外部チラシのタブレット端末への格納は、毎日何件もある中で事務局がPDF化して対応する手間を考えると必要ない。
- ・タブレット端末へのオフィス365の導入は、その必要性やメリット・デメリットを判断して考えるべき。
- ・タブレット端末で直接質問通告書を作って事務局とやり取りできるようになると思うが、年額1台当たり10,670円、議員24人で年間25～26万円ほど負担してどれだけ役立つのか。

《前回の決定事項》

- ・オンライン会議の試行・訓練を早急に実施する。(例：全員協議会や災害対策本部設置の試行等)
- ・外部チラシ等のタブレット端末への格納は、事務局の手間を考慮して不要とする。
- ・タブレット端末へのオフィス365導入は、メリット、効果、費用面、全議員が使いこなせるかなどについて、引き続き検討する。

《今回の検討事項》

- ・オンライン会議の試行・訓練の実施について(具体的に)
- ・タブレット端末へのオフィス365導入について

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.8 スマート議会推進に係る研修の実施 【機能強化】

《提案内容》

- ・タブレット端末を使いこなすための研修を実施。

《主な経過等》

- ・スマート議会に向けて、タブレット端末を使いこなすための研修を実施すべきである。
- ・知立市議会では一気にペーパーレス化をしており、本気で取り組むのであれば全議員がタブレット端末を使いこなせるよう相当な練習が必要になる。
- ・知立市議会ではDX推進プロジェクトチームで苦手な方にタブレット端末の利活用について教えられており、そのようなことを検討・導入できないか。技術的な向上につながりデジタル化の理解が深まるので、ぜひともプロジェクトチーム立ち上げていただきたい。
- ・DX推進プロジェクトチームについては、議会運営委員会における議会活性化の中で作っていただくことから、広報広聴会議と同様の位置づけ「協議・調整の場」として設置できないか。
- ・ペーパーレス化についても、プロジェクトチームから案を出してもらうのも一つの方法である。
- ・令和6年度のペーパーレス化については、予算・決算関係書類を除くペーパーレスとして、先が見えてくればさらに進めていけばよい。

《前回の決定事項》

- ・スマート議会推進に向けて、議員団研修会を含めて研修を実施・充実する。
- ・スマート議会推進に係るプロジェクトチームを設置することで進めていく。

《今回の検討事項》

- ・議員団研修会を含めた研修の実施・充実について（具体的に）
- ・DX推進プロジェクトチームの設置について

《知立市議会DX推進プロジェクトチームの概要》

経 過 市議会のデジタル化を推進するにあたり、単なるペーパーレスにとどまらず、情報の収集、共有、伝達、発信などの能力向上につながり、全議員がオンラインの利便性と可能性を実感する中で、さらに有効に活用するためにプロジェクトチームを発足。

組 織 ・デジタル化の運用や利便性向上について、議員主導で検討する組織。
・精通した議員とそうでない議員のハイブリット構成。

※精通した議員だけでは方向性が偏りがちになるため、様々な立場の議員の声を聞き、何が分からないのか、どこが不便・不安なのかを把握しながら、チーム議会でDXを推進していく。

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.9 YouTube配信の取組 【機能強化】【情報共有】

《提案内容》

- ・ 議長の定例記者会見をYouTubeで配信。
- ・ YouTubeの編集・配信を議員が対応できるように技術習得。

《主な経過等》

- ・ 議会の広報手段の一つとして幅広くやるべきことであるが、できる範囲の中でしていけばよい。
- ・ 公平・公正にされるのであればやっていただければと思う。
- ・ 議長記者会見は、議長の報告後に記者との自由な質疑応答がある。記者も定例会以外のことを自由に聞いてこられるので、誤解を招くようなことがあってはいけない。
- ・ 議長の報告までならシナリオがあるので対応できると思う。
- ・ YouTube配信を行っている広報広聴会議の委員が技術習得されるということであるので、広報広聴会議でも諮っていただければと思う。

《前回の決定事項》

- ・ YouTubeの編集や投稿に関する技術習得を、議員（広報広聴会議委員）がどこまで行うのかについて、次回、提案会派から考えを聞く。
- ・ 議長記者会見のどの部分までを配信するのか、引き続き検討する。
- ・ 上記について、YouTubeの運営主体である広報広聴会議でも検討いただく。

《今回の検討事項》

- ・ 議長の定例記者会見のYouTube録画配信の実施について（実施するならどの範囲までとするか）
- ・ YouTubeの編集・投稿に関する議員の技術習得について

※11月の会議で広報広聴会議から検討内容を報告いただく予定。

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.21 請負の状況の公表【その他】

《提案内容》

- ・ 亀岡市に対する請負の状況を公表する。

《主な経過等》

- ・ 地方自治法改正で議員個人でも年間300万円までなら市と請負できることになったが、公表することの法的義務づけはなく各市議会の判断となる。
- ・ 新たな条例をつくるほか、政治倫理条例や議会基本条例に盛り込む方法、規程、要綱、申合せとする方法が考えられるが、それぞれの市議会の判断となる。

(全国市議会議長会)

《本市議会の状況》

- ・ 市長等及び議員、市長等及び議員の配偶者並びに市長等及び議員の1親等以内の親族が役員をしている企業及び団体は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事の請負契約、当該請負の下請工事契約、業務委託契約及び一般物品納入契約の当事者とならないよう努めなければならない。

(亀岡市政治倫理条例第4条の一部を抜粋)

《前回の決定事項》

- ・ 請負の状況の公表について制度化する。
- ・ どの形で制度化するのか、また、公表する対象を議員だけに限るのか、もしくは配偶者及び1親等以内の親族も対象とするのかについて、政治倫理条例との関係を踏まえて会派で検討する。 → 会派持ち帰り

《今回の検討事項》

- ・ 公表する対象
- ・ どの形で制度化するのか
- ・ 上記2点が整理できれば、制度化する時期 (月議会)

(参考)

※新たな条例を制定する場合の条例(例) 【別紙No.4】

所信表明確認事項（令和5年）

1 立候補の届

- ①期限：2月13日（2月特別議会） 午前10時まで
- ②届出：届出用紙を幹事会年長議員（西口議員）に提出

2 所信表明実施に伴う確認事項

- ①進行役：幹事会年長議員
- ②所信表明持ち時間：一人5分以内
- ③質疑：できる。ただし、1会派1回まで
- ④演説順：くじで決定
- ⑤タイムキーパー：事務局
- ⑥傍聴（事務局、執行部、新聞記者、市民）：許可
- ⑦写真撮影：許可

3 所信表明実施

- ①場所：全員協議会室
- ②開始時刻：10時30分から（2月13日幹事会で決定）

※所信表明への出席は任意（申合せ）

議会モニター制度に係る会派意見

【導入時期】

亀岡社中

- ・来年度に限らず慎重に検討したい。

共産党議員団

- ・議会改革にスピード感を持たせる意味では来年度から開始するのでよいが、モニター募集の仕方、準備、制度詳細の精査・決定等に要する期間を考えて判断しなければならない。そう考えれば、再来年度からの導入とするか、再来年度の本格実施として、一定の要綱等が定まれば、来年度は試験的实施という形で始めてもよいのではないか。(例えば、来年度は定員に満たなくてもモニターになってもらい、実際の忙しさや課題、やってみて感じたことなど、率直な意見を出していただき、本格実施に向けた微調整を行い、その人たちにはできるだけ再任してもらうなど。)

公明党議員団

- ・議会モニター制度の導入時期は来年度からでよい。
- ・来年度の導入に向けて今年度準備する必要があると考える。

かめおか党

- ・早期実現が望ましい。来年度を目標に段階的に実施することを目指す。

【制度の各事項の詳細】

1 趣旨

*知立市議会モニター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市議会基本条例（平成25年条例第28号）第4条第3項の規定に基づき、知立市議会の活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するため設置する知立市議会モニター（以下「モニター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

共産党議員団

- ・議会モニター制度の趣旨、言い換えれば「目的」ともいえる部分であり、知立市議会の条文をそのまま亀岡市議会に置き換えることでよいと思う。大事なポイントは、市行政をチェックする議会の運営をチェックする機構の一つだという位置づけであり、市政のチェック、市の施策への意見ではなく、議会運営をよりよくするためのチェック、意見を求めるものだという点を内外に知らしめる必要がある。よって目的・趣旨は知立市議会の内容でよいと思う。

かめおか党

- ・議会モニター制度は「開かれた議会」の観点から必要と考えるが、目的を明確にすべき。目的とは「開かれた議会として市民の声を聞くため」「議会の機能を市民の視点でチェックするため」という2点と考える。決して「市民が市政に対して要望をあげる場」になってはならない。その意味で手法や位置づけは明確にしなければならないと感じる。

2 職務

(職務)

第2条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会議及び常任委員会（以下「会議」という。）を積極的に傍聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に関する意見を文書により、議長に提出すること。
- (2) 議会報告会、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見を文書により、議長に提出すること。
- (3) 議会が行うアンケート調査に回答すること。
- (4) その他議長が必要と認めたこと。

共産党議員団

- ・(4)との関係はあるが、(1)で特別委員会や広報広聴会議、議会が行うイベントも対象として広げてよいかと思う。ただし、あまり広げすぎるとモニターの負担が増えるため、強制でなく柔軟に何でも見てもらうことが大事だと思う。
- ・また、(2)を「議会報告会、わがまちトーク、議会だよりなど広報広聴活動、及び市議会ホームページに関する…」としてはどうか。

公明党議員団

- ・会議（非公開で行われるものを除く）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む）により提出すること。
- ・市議会だより、市議会ホームページ及びSNSによる情報発信等に関する意見を文書（電子メールを含む）により提出すること。
- ・議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- ・その他議長が必要と認めたこと。

かめおか党

- ・議会や常任委員会を傍聴し、感想・意見・提案を寄せていただく。
- ・定めたモニター会議へ出席。（年数回）
- ・議会だより・ホームページへの感想・意見・提案を寄せていただく。
- ・議会改革及び活性化などに意見・提案を寄せていただく。

3 資格

(資格)

第4条 モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の者
 - (2) 国会議員又は地方公共団体の議員でないこと。
 - (3) 国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと。
 - (4) この要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと（第3条第2項の規定による再任を除く。）。ただし、定数に満たない場合は、この限りでない。
- 2 前項の要件を満たす者であっても、過去に国会議員又は地方公共団体の議員であったものは、除くものとする。

亀岡社中

- ・10～40歳代の投票率が低い世代がよいが、平日の会議参加は難しいのでは。

経政会

- ・元公務員の参加は控えて、あくまで一般市民を対象にすべき。

共産党議員団

- ・条文に若干補足するなら、(2)の文頭に「任期期間中及び過去において」の文言を付け加えれば、第2項は不要となる。
- ・また、(3)の文頭に「任期期間中において」と入れればどうか。応募するときは常勤の公務員でも、モニターとなる次年度にその職を離れるのなら応募できることが分かるため。

公明党議員団

- ・年齢満18歳以上の市内在住、在学又は在勤で、市議会の活動に関心のある者。
- ・国会議員又は地方公共団体の議員（過去同議員であったものも含む）でないこと。
- ・国又は地方公共団体の常勤の職員でないこと。

かめおか党

- ・18歳以上の市民。議員（前職含む）、公務員、各種行政委員はなることができない。
- ・議会の仕組みや運営、亀岡市政や地域社会の発展に関心のある方。

4 募集方法

(募集方法)

第5条 モニターの募集は、公募及び推薦依頼により行う。

2 公募による定員は3人程度とし、推薦依頼による定員は4人程度とする。

3 前項の推薦依頼は、議長が適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することとする。

新清流会

- ・委員構成としては、年齢・性別が偏らないように、公募と団体（例えば、経済界・子育て関係団体・成人式実行委員等）を指定してはどうか。

亀岡社中

- ・団体を入れるのなら自治会がよい。

共産党議員団

- ・「募集は、公募及び推薦依頼により行う。」という文言でよいと思うが、ゆくゆくは公募だけで成り立つような議会と市民の関係を築いていくことが、真の議会改革・議会活性化だと思う。その辺を加味した文章として、例えば「モニター募集は公募により行うが、推薦依頼も可能とする」くらいのほうがよいのではないか。各種団体を軽視するわけではなく、団体推薦者のほうが高い識見と関心をお持ちなのかもしれないが、やる気のある市民、意識の高い市民、議会に関わろうとする市民の方が増えることが大事だと考える。
- ・定員は上述の理由から、公募が過半数となるように4人程度、推薦依頼は3人程度としてはどうか。

公明党議員団

- ・公募及び議長が適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができるものとする。

かめおか党

- ・任期を設けても繰り返し応募する方や意見の偏りなどを考えて選考すべきである。

5 定数及び任期

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は7人程度とする。

2 モニターの任期は、1年とし、1回限り再任を認める。ただし、途中でモニターに委嘱された者の任期は、前任者の残存期間とする。

<定数>

新清流会

- ・モニター委員は10人(程度)以下でよいのでは。

亀岡社中

- ・人数は8～9人くらいがよい。

共産党議員団

- ・7人程度という知立市議会に準じてやってみればよいと思う。「程度」が大事で、多少の前後はその時々状況に応じて、議長の判断とする。

公明党議員団

- ・市議会モニターの定員は8人程度とする。ただし、議長が必要と認めたときには増員することができる。

<任期>

共産党議員団

- ・知立市議会に準じてやってみればよい。

公明党議員団

- ・市議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

かめおか党

- ・任期は1～2年で定める。再任は要相談の上決定。

6 委嘱

(委嘱)

第6条 モニターの委嘱は議長が行うものとする。

2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

共産党議員団

- ・ 知立市議会に準ずるものでよいが、強いて言えば、要綱に盛り込むかは別として、前条第3項（議長が適任と認めた団体への推薦依頼）と、この第6条第2項については、議長のモニター委嘱に関する公平・公平性が保たれること（恣意性が及ばないようにすること）が必要。特定の政党・団体や地域を優先するだとか排除するだとか、「あの人はわがまちトークでもやかましく発言するから好ましくない」などの先入観や主観で選ぶことがないように、委嘱・選考への物差しが一定必要である。（第8条の（3）にも該当）

公明党議員団

- ・ 市議会モニターは公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。
- ・ 市議会モニターの委嘱に当たっては、年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

7 解嘱

(解嘱)

第8条 モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は委嘱を解くことができるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) 第2条に定めるモニターの職務を著しく逸脱するなどの理由により議長がモニターとして適当でないと認めたとき。

共産党議員団

- ・ 知立市議会に準ずるものでよい。

公明党議員団

- ・ 第4条に規定する資格を失ったとき。
- ・ 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- ・ 第2条に定める市議会モニターの職務を著しく逸脱するなどの理由により、議長が市議会モニターとして適当でないと認めたとき。

かめおか党

- ・ モニターからの申し出や議長が認めたときは解任することができる。

8 提出された意見等の処理

(提出された意見等の処理)

- 第7条 議長は、モニターから意見等が提出されたときは、それを議会改革特別委員会委員長に送付し、検討させるものとする。
- 2 議会改革特別委員会委員長は、検討結果を取りまとめ、報告書として文書等で議長に提出するものとする。
- 3 議長は、前項の報告書を、意見等を提出したモニターに提示するとともに、市議会ホームページに掲載し、議会だよりにその概要を掲載するものとする。
- 4 モニターから提出された意見等が第2条に定めたモニターの職務の範囲外である場合は、前項の規定にかかわらず、市議会ホームページへの掲載等はしないものとする。

共産党議員団

- ・各項とも知立市議会に準ずるもので亀岡市議会に当てはめればよい。第1、2項の議会改革特別委員会にあたるのは、亀岡市議会、議会運営委員会となる。第3項の「議会だよりへの掲載」については、モニター制度が運用された後は、議会だより最終16ページの各会派持ち回りで市民にお願いしている「議会を傍聴して」のコーナーを「市議会モニターからの意見」という形に差し替えればどうか。

公明党議員団

- ・議長は、必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させる。
- ・検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が定める方法により公表する。

かめおか党

- ・議長は、モニターから意見等が提出されたときは、必要に応じて会議規則に定める協議等の場に当該意見等を送付し、検討させる。
- ・検討の結果は、原則として当該意見等を提出したモニターに通知し、市議会ホームページ等により公表する。

9 報酬等

(報酬等)

- 第9条 モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額又は記念品を支給することができる。

共産党議員団

- ・知立市議会に準ずるものでよい。

公明党議員団

- ・市議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額又は記念品を支給することができる。

かめおか党

- ・なし(無料)。ただし、交通費などは支給する。

10 その他

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会改革特別委員会に諮り、議長が別に定めるものとする。

共産党議員団

- ・知立市議会に準ずるものでよい。(議会運営委員会に諮り…となる。)

公明党議員団

- ・その他必要な事項は(議会運営委員会に諮り)、議長が別に定める。

公募要項について

*知立市議会モニター公募要項

知立市議会モニターを公募します。

1. 職務

- (1) 議会本会議・委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
- (2) 議会報告会、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見の提出
- (3) 議会が行うアンケート調査への回答
- (4) 議会モニター会議への出席（年5回程度）
- (5) その他議長が必要と認めたこと

2. 募集資格

- (1) 議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の者
- (2) 国会議員又は地方公共団体の議員（過去同議員であった者も含む。）でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと。
- (4) 知立市議会モニター設置要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと。

3. 募集人員 若干名

4. 任期 1年

5. 謝礼 議会モニターは無償とします。

6. 募集期間 令和5年2月3日（金）～令和5年2月24日（金）

7. 申込方法

応募用紙に所定の項目（住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス・応募動機等）を記入いただき、議会事務局に提出してください。

8. 申込み・問合せ先 知立市議会事務局

新清流会

- ・モニター委員には、本会議や常任委員会等を傍聴していただき、年1回以上は会議をもってもらう。

共産党議員団

- ・おおむね知立市議会に準ずるものでよい。

「1. 職務」の(1)と関わって、「議会の機能・権能、運営や諸活動について触れていただき意見をいただくものであり、市政の課題や行政施策について意見をいただくものではございません。」と、説明文・ただし書きを入れておくとよいと思う。

「2. 募集資格」の表現は、「2. 応募資格」の方が適切ではないか。

また、要綱で述べたように、

2(2)の(過去同議員であったものも含む)を削除し、文頭に「任期期間中および過去において」という文言を付け加える。

2(3)文頭に「任期期間中(令和○年4月1日～令和○年3月31日)において」を付け加える。

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

（目的）

第1条 この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における〇〇市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。